- 14世紀初頭南仏の異端審問から見る 民衆とカタリ派の関係について
- ─『判決集』に現れるトゥールーズ 市で裁かれた被告人を事例に─

2020 年度卒業論文 文学部哲学歴史学科世界史コース

A17LA052

小森紗季

<u>目次</u>

はじめに.	
第1章	異端審問制度と『判決集』5
第1節	異端審問制度設立までの背景5
第2節	異端審問裁判の形式8
第3節	『判決集』について10
第2章	『判決集』にみられる判決の形式と内容14
第1節	全体的な裁判と判決、日程の特徴14
第2節	トゥールーズにおける判決と被告の特徴17
第3節	異端審問官が問題視した被告人の行動類型20
第3章	民衆から見たカタリ派―民衆とカタリ派の関係― 23
第1節	軽い罰が科された被告人の告解24
第2節	「壁」を科された被告人の告解27
第3節	重い罰が課せられた被告人の告解31
おわりに.	
参考資料	1 『判決集』における判決表記記号と対応一覧表47
参考資料:	2 トゥールーズ市で裁かれた被告人の判決一覧表.48
参考資料:	3 13-14世紀初頭の南仏の政治情勢52
参考資料。	4 トゥールーズ周辺地図53
参考文献.	54

はじめに1

中世ヨーロッパ最大の異端と呼ばれたカタリ派については宗教 改革のころから、カトリック、プロテスタント双方の観点で研究が 進んできたといわれている。カタリ派の研究においてはカトリック 側が異端の恐ろしさは当時の異端審問制度の残酷さより大きかった と主張した一方、プロテスタント側は異端審問制度の残酷さに焦点 を当て、カトリック教会を批判する研究が多く行われてきた。そし て研究が進むにつれて C・ドゥエ(C. Doues)、Y・ドサ(Y. Dossat) らによる史料の活字化や出版、現代語訳が進み「異端とは何か」と いう観点から教会の残した史料を主に用いてカタリ派についての研 究が行われてきた。しかし、この流れに対して 1960 年代からアナ ール学派による「周縁の歴史」への注目が行われ、同時に「異端」 概念についての問い直しがおこった結果、1970年代から現在に至る まで「異端はどのように作られたか」という観点から M・G・ペグ(M. G. Pegg) や J・L・ビジェ (J. L. Biget) などの研究者により研究 が進められている。

さらに近年では、異端研究にかかわる史料そのものについての研究、異端審問制度についての研究、また当時の権力者と異端審問の関係や異端審問と民衆たちの関係についての研究も活発に行われている。例えば J・B・ギブン (J. B. Given) のように異端審問制度の手順や裁判形式から異端審問制度の目的や制度について調べる制

度論や A・パレ・ゴビイヤール(A. Pales-Gobilliard)、A・P・ロ ーチ(A. P. Roach) によるラングドックと他地域との関わりと異端 分布の関係についての研究、そして J・H・アーノルド(J. H. Arnold) のような異端審問における心性史研究など異端審問制度に関連した 研究の分野は多岐にわたっている。その中でも特に著名な作品は E・ル・ロワ・ラデュリ(E. Le Rov Ladurie) によって作成された『モ ンタイユー』²であろう。J・デュベルノア(J. Duvernoy)によって翻 刻された『ジャック・フルニエ異端審問記録』3を基に執筆されたこ の著作は異端審問記録に残された証言をもとに南仏にあったモンタ イユー村の民俗誌を描いた研究として非常に名高く、この著作に対 する二次研究も行われ、批判も存在するものの現在も参照され続け ている名著である。日本においても渡辺昌美がカタリ派研究に取り 組んだことを嚆矢として4、小田内隆の異端論、図師宣忠の異端審問 と王権、民衆の権力関係、そして轟木広太郎の法制史など様々な観 点から研究が行われている。

さて、異端審問記録を利用した研究は数多く存在するが、この論文では14世紀の異端審問官として名高いベルナール・ギィ(Bernard Gui)によって作成された『判決集(Liber sententiarum)』を使用し、トゥールーズで異端として裁かれた被告人とカタリ派の関係について彼らの告解から考察を加える。これによって『モンタイユー』で描かれたものとは異なった民衆と異端の関係を明らかにする。「農民

が異端となって正統の宗教に異を唱えた時から圧迫が始まった。(中略)まことに異常で不自然な状況だが、これはカタリ派が地域に根を下し、山岳の生活の中に封じ込まれたために生じたのであって、いわば異端が教会側の古典的な拒絶反応を招いたからである。5」と記されているように、『モンタイユー』では被告人を異端者として、つまり宗教的な観点から市井の普通の人々とは異なる特別な存在として捉える視点が主であったがここでは被告人を民衆の一部として、つまり世俗的な観点から市井の普通の人々と捉えた上で、民衆とカタリ派の関係について考察することが本論文の目的である。

この論文の章構成について述べる。まず第1章ではこの論文の前提となる異端審問制度や『判決集』について説明する。続いて第2章では『判決集』に出てくるトゥールーズで裁かれた被告人の判決や行動に注目し、第3章の被告と異端の関係を考察へとつなげる。第3章では第2章で取り上げた判決ごとに被告人たちの信仰や行動に関する告解を取り上げ、被告人とカタリ派の関係について考察を加える。

第1章 異端審問制度と『判決集』

本題に入る前に、この論文で使用する『判決集』とこの史料を作 成するもととなった制度である異端審問制度について説明する。

第1節 異端審問制度設立までの背景6

異端審問制度とは異端撲滅を目的として作られた裁判制度であ る。異端審問は様々な地域や時代において行われたが、13世紀に南 仏で生じたカタリ派に対するものが異端審問の端緒である。もとも と 12 世紀ごろに南仏を中心として異端であるカタリ派が広まって いたとされている。当時南仏を支配していたトゥールーズ伯をはじ めとする各領主たちはカタリ派を容認したこともありその信仰は広 く流布していた。しかし教会はカタリ派の広がり方に恐怖を覚え、 1208年に教皇勅使が殺害されたこともあり、教皇インノケンティウ ス3世がフランス王家やシモン・ド・モンフォールなどの諸侯の力 を借り、カタリ派討伐を目的としてアルビジョワ十字軍を 1209 年 に開始した。しかし、この十字軍は戦争が進むにつれて宗教的要素 が薄れ、フランス王権やシモン・ド・モンフォールたちが南仏に勢 力を拡大する世俗的要素が強くなっていき、当初の目的であるカタ リ派討伐にはあまり成果を上げなかった。

この状態に危機感を覚えた教皇グレゴリウス 9 世は 1231 年にカ

タリ派を討伐するための裁判制度の設置を命じ、同時に異端審問官を育成するためにトゥールーズ大学の設置を命じた。これが異端審問制度の始まりである。この異端審問は当初司教や司祭の指導の下世俗権力に協力させることで行われたが7、世俗権力と司教の対立によりあまり効果は上がらなかった。そこでグレゴリウス9世は1233年、世俗権力から影響を受けない説教修道士たちに異端取り締まりの任務をゆだねた。彼らによる異端取り締まり裁判のことを一般的に「異端審問」という8。しかし実際には、異端とされた被告人をとらえて裁判に参加させることや実際に刑を執行することは世俗権力によって行われていたため世俗権力の協力なしでは成立しなかった。

また、最初から一貫して受け入れられた制度ではなく設立当初と 14世紀初頭において民衆や貴族たちの強い抵抗活動を受けた。設立 当初は異端審問制度が当時の社会秩序を破壊するものとして受け止められたことによる抵抗活動が活発であった⁹。初期の抵抗運動として名高いものが 1242 年のアビニョネの大虐殺であろう。この事件はアビニョネにおいて数人の民衆が異端審問官たちを襲って殺害、彼らの持っていた審問記録を破壊したという事件である。この事件をきっかけとしてアルビジョワ十字軍以降小康状態となっていたフランス王家と南仏諸侯であるトゥールーズ伯の間で対立が再燃した。フランス王家は教会側を、トゥールーズ伯は民衆側を支援し戦ったが結果としてトゥールーズ伯はフランス王家に降伏、当時カタリ派

最大の牙城といわれていたモンセギュールも陥落し数多くのカタリ派の完徳者¹⁰が火刑に処されたといわれている。

このモンセギュール陥落以降カタリ派は地下へと潜伏し、しばら くの間は異端審問制度に対する目立った抵抗は見られず、裁判も順 調に行われた。しかし、14世紀初頭に入ると再び異端審問制度に対 する抵抗が活発となる。これは 14 世紀にはいると異端審問官たち が自らの権力を取り戻そうとして異端審問制度を再活性化するよう になり、その動きに対して民衆たちが教会権力と対立するようにな るからであろう11。この結果、民衆が異端審問官の行為を王権に対 して上訴し、異端審問官に抵抗した事件12も生じた。14世紀に入る とアナーニ事件の発生、教皇のバビロン捕囚が発生するなど教皇権 は失墜するが異端審問官の活動は依然として活発であった。今回の 論文で使用する『判決集』を作成したベルナール・ギィや『ジャッ ク・フルニエ異端審問記録』を作成したジャック・フルニエはこの 時代に活躍した異端審問官である。カタリ派に対する支援は異端審 間官の活躍、そして 1279 年に国王フィリップ 3 世が出した勅令に よって減った。この勅令は「前王ルイ9世が公布した異端の罪故に 没収された財産は永遠に返還しないことを定めた条項を一時停止し た13 ものであり、心理的効果、社会的効果が非常に大きかったと 考えられる。そして、異端審問によって没収された財産を条件付き で返還することによってカタリ派に対する有力者からの支援は減り、 信仰の維持や布教活動が難しくなっていった。その結果、カタリ派の信者は徐々にその数を減らしていった。しかし、この異端審問制度はカタリ派以外のワルド派やベギン派、ユダヤ教徒といった異端に対しても転用され、長く利用された。そしてこの異端審問裁判が後の魔女裁判の起源になった。

異端審問は時代を経て様々に変化していくが初期の異端審問では教会の力がまだ強く現在の裁判とは異なるものの一定の秩序に基づいており、魔女裁判のように被告人に対する拷問はほとんど無かった。また裁判にかけられた被告人の多くは投獄や見せしめを目的とした刑に処されており、火刑に処される被告人の数は全体として少なかったことが大きな特徴である。

第2節 異端審問裁判の形式

異端審問裁判の種類は大きく2つにわけられる。まずトゥールーズやパミエといった大都市に存在する修道院などを利用し¹⁴、そこに民衆やコンスル、国王役人、そして裁判の前に設けられた猶予期間内に出頭しなかった被告人など様々な人物を集めてその場で刑の言い渡しや執行を行う総宣告と呼ばれる裁判である。カタリ派に対する異端審問裁判はこの形式が一般的であった。これに対し、完徳者、そして戻り異端、つまり一度異端信仰の放棄を宣言したにも関

わらず再び異端信仰を行なったものに対して行われる特別宣告という裁判も存在した。この場合判決は全て「世俗の腕への放棄」、つまり火刑と決められており、処刑は見せしめとして木曜日に執行された。

この論文で扱う裁判はすべて総宣告で行われているため、次に総 官告の手順のみを説明する。総官告の手順としてはまずコンスルや 国王役人による宣誓が行われ、その後は赦免や比較的軽いと考えら れる「十字着用」や「巡礼」といった罰則を下す判決、そして「壁」 という教会の監視のもと地区内の移動を制限するものや「世俗の腕 への放棄しつまり火刑といった重い刑を科す判決の順番に判決が言 い渡された。時にはその後に刑の執行が行われることもあり、異端 審問裁判に参加した人たちに対して教会の支配を正当化し、異端を 抑制する効果があったと言われている。また、異端審問制度におい ては全ての審問官に共通するような判決の基準が存在せず、各審問 官によって判決の基準は様々であった。しかし裁判の手順や記録の 作成方法についてはほとんど共通で行われ、一定の秩序が存在した。 この文書作成や保管技術の向上、そして検索、参照機能が利用され るようになったことは他の司教区へ逃亡した異端者や戻り異端につ いての情報照会を可能とし、異端信奉者の減少や撲滅に貢献したと いわれている。

第3節 『判決集』について15

続いて、本論文で使用した『判決集』の様式や歴史について説明 する。『判決集』は異端審問官ベルナール・ギィによる 1308 年から 1322年までの判決を集めたものである。実際にはギィ本人ではなく 異端審問に参加した書記官(公証人)によって作成されたため、巻末 には公証人の名前が記されており、総宣告の裁判の場合は参加した コンスルや国王役人セネシャルたちの名前も記入されている。写本 は羊皮紙を使用した冊子形式となっており、現在は大英図書館に保 存されている。活字版については 17 世紀イギリスのクエーカー教 徒の商人ベンジャミン・フルリー(Ben jamin Furly)が保管しており、 彼が持っていた写本を基にして 1683 年オランダの神学者であり研 究者でもあったフィリップス・ヴァン・リンボーチ (Philippus van Limborch) が出版した¹⁶。この時にフランスで弁護士として生活し ていたユグノーのフランソワ・グラブル(François Graverol)も判決 集の写本を持っており、こちらの写本と活字版の突合せも後に行わ れた。写本そのものについてはフルリーの家系に受け継がれたが彼 の孫の代になってイギリスの司教に売り払われた。そして『判決集』 を買った司教が大英図書館に寄贈し、今現在も大英図書館に保存さ れている。また、原本そのものはすでに消失しているが、リンボー チの写本をもとにして1973年に当時の大英図書館司書ニクソン(A.

E. Nickson)が史料の歴史や内容についてまとめた論文を発表した¹⁷。 写本として伝えられる過程において、書記官の写し間違い、また書き言葉であるラテン語と実際に裁判で話されていたオック語の違い、原本作成段階における公証人たちによる証言の省略や書き洩らしなど当時の裁判の全体そのものを再現しているわけではない点には注意が必要だが、写本に関してはほぼ欠損のない形で残されており史料価値は非常に高いと考えられる。

次に、審問記録の概要について説明する。この審問記録中の裁判対象である被告人たちの信仰は当時最大の異端と言われたカタリ派が多いが、ワルド派やベギン派、ユダヤ教など様々な異端者が含まれている。この事から『判決集』はのちにギィが『実務(Pratica)¹⁸』を執筆した際の参考になったといわれている。『実務』は異端審問時のマニュアルとして作られ、各異端に対する尋問の行い方、想定される事例、被告人の抵抗に対してどのように対応するべきかが記されている。

次に、本論文で使用した『判決集』の仏語訳版について説明する。 仏訳版ついては 2002 年に A・パレ・ゴビイヤールによって出版され た。翻訳に当たってはリンボーチが出版したラテン語版を主に使用 しているが、異端審問によって没収された財産記録を含む当時の王 国会計簿や J・デュベルノアが指摘した誤字リストも併用されてい る。体裁としては左ページにラテン語、右ページにフランス語が記 載されておりラテン語とフランス語の対応がなされている。本論文 では主にフランス語訳を参照したが、史料において重要と考えられ る表現に関してはラテン語を参照した。また史料の翻訳以外にも『判 決集』が作成後どのような歴史をたどったのかについて、この史料 に取り上げられたカタリ派、ワルド派、ベギン派について、そして 当時の政治状況の概要について説明したイントロダクションがあり、 翻訳にあたって参照された王国会計簿やその他書誌情報も載せられ ている。また、巻末の付録として当時のラングドック地方の地図、 出身ごとの被告人や異端ごとの有罪人の人数表、そして人物名索引 と地名索引がつけられている。本論文はこれらの索引と判決一覧集 を利用しトゥールーズ市で裁かれた被告人 23 人に焦点を当てる19。 この理由は、第1節で言及したようにトゥールーズはトゥールーズ 大学が設立され、異端審問の中心地となったためである。ベルナー ル・ギィはトゥールーズを中心に異端審問裁判を行っており、『判決 集』に残された最初の裁判もトゥールーズで行われた。彼がトゥー ルーズで経験した最初の裁判を基礎としてこれ以降の裁判を行った 可能性は高い。

また理由は後述するが、裁判当時死亡していた被告人を除き、全ての被告人の告解が残されており、当時の民衆が異端とのかかわりを どのようにとらえていたかがわかりやすいこともトゥールーズに焦 点を絞る大きな利点といえるであろう。なお、本論文で取り上げる 被告人の中には他の市町村出身、あるいはトゥールーズ市周辺の村落に居住している被告もいるが²⁰、先述した総宣告の手順を考慮すると、彼らは異端審問にかけられた当時トゥールーズ周辺に居住しており、全員がトゥールーズ市に呼び出されて裁判を受けていると考えてよいだろう。そして、トゥールーズにおいてカタリ派以外の異端として裁かれた人はいないため、この論文では以下「異端=カタリ派」と定義する。

第2章『判決集』にみられる判決の形式と内容

この章では被告人の告解について考察する前に、トゥールーズで 裁かれた被告人全体の判決や異端審問官が非難した被告人の行動に ついて述べる。判決や行動類型といった『判決集』の中でも明示的 に表現されている要素に注目し、その特徴について説明することが 本章の目標である。

第1節 全体的な裁判と判決、日程の特徴

まず、本論文で取り扱う裁判日程とこの日程を扱う理由について述べる。『判決集』では 20 日程²¹の判決がまとめられているがその中からトゥールーズの被告人たちが裁判を受けた日程かつ初審の日程に絞ると 1308 年 3 月 3 日、1309 年 9 月 25 日、1310 年 4 月 5 日、1312 年 4 月 23 日、1312 年 4 月 30 日、1316 年 3 月 7 日の 6日程に絞られる。

ここで初審に絞った理由は2つある。1つ目は赦免の判決を除くとほとんどの被告は判決を1回しか言い渡されないからである。後の裁判において「投獄」から「十字着用」などの減刑が行なわれる事例もあるが、恩赦判決を除くと23人中18人が判決は一度しか言い渡されていない。また「世俗の腕への放棄」、「死体の火刑」といった判決については被告人たちが死亡している場合や既に刑を執行

された事例については判決を一度しか言い渡さない事例も多い。2 つ目は複数回の裁判を行なった場合であっても告解の記録が残され ることが多いのは初審の時のためである。なお、減刑された事例に ついては第3章で詳しく取り上げるが、減刑された事例5件のうち 4件は「壁」を科された後の「十字着用」、1件は「世俗の腕への放 棄」を言い渡された後の「壁」である。

次に、全体的な判決の特徴について述べる。最大の特徴として被 告人の判決のなかで「世俗の腕への放棄」や「死体の火刑」といっ た火刑に処す判決が少ないことが挙げられる。異端審問における判 決は多岐にわたり、「巡礼」や「十字着用」といった比較的軽い判決 から「世俗の腕への放棄」や「死体の火刑」といった重い判決まで さまざまである22。トゥールーズで裁かれた被告人の判決は重い順 に世俗権力に引き渡して火刑に処す「世俗の腕への放棄」、教会関係 者の監視下に置かれるが自分の居住地区内での移動は認められる 「壁」、黄色いフェルト製の十字架を胸と背中側につける「二重十字 着用」、十字架を胸のあたりにつける「一重十字着用」、裁判で定め られた教会や地方に巡礼し証明書をもらう「巡礼」、そして被告人が 異端信仰を保持したまま死亡した場合に墓地から遺骨を掘り出しそ の場で焼却する「死体の火刑」である。判決の内訳として最も多い のが「壁」の10人で、次いで「死体の火刑」が5人、一重・二重 ともに含めた「十字着用」が4人、「世俗の腕への放棄」が3人、「巡

礼」が1人と続いている。判決の種類が上記の6種類に限られる理 由として民衆の告解を分析し、それぞれの罪や行動に合わせて判決 を決めるギィの裁判での方針、そして民衆たちの罪や行動について 類似点があると判断された可能性がある。当時はまだ法律によって 量刑を決める量刑法治主義は行われていなかったが、ギィは裁判を 行っていく中で形式的に被告人を分別し量刑を決めていく方針を確 立していったと考えられる。また、一般に異端審問は異端者を正統 に改宗させ、教会の秩序に引き戻すことを目的としていたと指摘さ れているが23、『判決集』においても「世俗の腕への放棄」や「死体 の火刑」が少ないことから、ギィが異端者の改宗に重きを置いてい たことが読み取れる。ただし、審問官が全ての異端者を改宗させよ うとしたわけではなく、時には教会の秩序内に引き戻せないと判断 され、「世俗の腕への放棄」が科されて火刑に処されたこと、そして 異端信仰を保持したまま死亡した被告人に対してはほぼ例外なくそ の信仰を激しく非難し、「死体の火刑」といった重い刑が適用された ことにも注意が必要である。

そして2つ目の裁判の特徴として、裁判時既に死亡していた被告を除き、ほとんどすべての被告が未決拘留を科されている点である。 未決拘留とは判決が確定していない状態で逃亡や証拠隠滅を防ぐために行なわれる勾留のことであるが、『判決集』における事例では逃亡防止の観点から未決拘留が行なわれたと考えられる。 異端審問制度では被告人不在の欠席裁判も認められていたがその中でも逃亡防止を目的とした未決拘留が行なわれた理由として、ギィが被告人の証言に重きを置いていたことが挙げられる。これは被告人の告解から他の異端者を捕える糸口をつかむためだけではなく²⁴、当時の異端審問が被告人の証言を残したうえで、彼らが犯した罪に対して教会が許しを与えることに重点を置いていたためと考えられる。なお、異端審問制度の説明でも述べたが、異端審問においては「みずからの意志で罪を告解し、悔い改めること」が重要とされていたため、後世の魔女裁判で見られるような拷問はほとんど行われていなかった²5。

第2節 トゥールーズにおける判決と被告の特徴

第1節では、裁判の日程や判決の概要について取り上げたが、この節では第1節で取り上げた日程や判決についての詳細を述べる。 その際、日程ごとの違いと被告人の属性に着目する。

まず、裁判日程の前半と後半の日程で判決の軽重が変化する点が 注目に値する。裁判日程としては先述した 6 日程があるが、1310 年 4 月 9 日から 1312 年 4 月 22 日の空白期間を境に前半 3 回の裁 判と後半 3 回の裁判で違いが見られる。前半 3 回の裁判は「世俗の 腕への放棄」や「壁」といった比較的重い判決が多く、初審の言い 渡しが多いのもこの時期である。これに対して後半3回の裁判では「巡礼」といった比較的軽い判決や「壁」から「十字着用」への減刑、「十字着用の赦免」がみられ、かつこの時期に裁かれた被告人の数が少ないことが特徴である。これは『判決集』を残したギィの考え方と外部状況の双方が変化したためであると考えられる。まず、前半3回の裁判については、カタリ派の完徳者や戻り異端といった教会にとって脅威となりうる人達がまだ残っていた段階と考えられる。モンセギュールの陥落によって多くのカタリ派の完徳者が火刑に処され、異端活動は地下に潜伏したもののカタリ派の完徳者はまだ壊滅することなく残っていた。

また、ギィの異端討伐方法は 13 世紀に行なわれた異端審問とは 異なるものであった。13 世紀の異端審問官たちは異端を支援した貴 族や有力者を処罰することによって異端に対する支援を減らし、間 接的に異端を減らそうとした。そして、この方法は一定の成果を上 げ 14 世紀初頭にはカタリ派の数がかなり減っていたと言われてい る。しかし、ギィの場合は異端者そのものに対して重い処罰を科し、 無理やり教会の秩序内に引き戻すことによって異端そのものを徹底 的に叩き潰そうとした²⁶。その結果前半 3 回の裁判に比較的重い刑 が集中したと考えられる。またこの時期に初審の言い渡しが集中す るのは異端者と深い関係を持った人たちが一斉に検挙された可能性 や、ギィが異端審問官となった時期が比較的近いことも理由として 考えられる。ギィは 1307 年に異端審問官になったため、前半 3 回の裁判では異端を潰そうとする強い情熱をもって裁判を行なっていたと考えられる。逆に後半になると初審が減るのは前半 3 回の裁判で異端者に近い人物のほとんどを裁き、完徳者や戻り異端を世俗権力に引き渡す、あるいは死体の火刑に処したことによってカタリ派の完徳者や戻り異端が激減していたからであろう。

さらに 1312 年 4 月 30 日に教皇クレメンス 5 世が出した教書との関係も考えられる。この教書は異端者に改宗させる機会を与えない残忍な刑罰に対して苦言を呈するものであり、異端審問官たちも考慮せざるを得なかったと考えられる。その結果、「世俗の腕への放棄」が減り、「壁」や「十字着用」といった被告人が改宗する機会を与える判決が増えたものとみられる。

トゥールーズの特徴の2点目として女性の被告人が多いことが挙げられる。カタリ派全体としては男性の方が多く、他の地区でも女性と男性の数がほぼ同じ、あるいは男性の数が女性の数を上回る事例が多いが、トゥールーズでは男性7人、女性16人と女性の被告人の数が圧倒的に多い。この理由として考えられることは結婚によって他の地区から女性が多く流入したこと、そしてその女性たちが血縁関係や近所との関係の中で異端を受け入れていた可能性が高いことである。実際、トゥールーズで裁かれた被告人の女性16人の属性を調べると「〇〇の妻」「〇〇の娘」「〇〇のやもめ」など何か

しらの血縁関係が言及されている人が多く、彼女たちと血縁関係を持つ人物を調べるとこれらの人物自身も異端として裁かれている事例が多く確認される。さらに、知り合いから勧められて異端者と会った事例や親戚関係にある異端者を支援した事例、そして中にはそれらの行動を通して異端信仰を受け入れたという証言も見られる。

第3節 異端審問官が問題視した被告人の行動類型

この節では、『判決集』で取り上げられる被告人の行動についてその類型を説明する。トゥールーズ市においては、異端審問官が問題 視し、記録したところの被告人の行動が比較的似ており、その行動 は大きく分けると2つに分類される。

1つ目は異端を物理的に支援する行為(行動類型 A)である。金銭や物品を支援する、異端者と寝食を共にするなどの行動が当てはまる。 2つ目は異端を信仰するという精神的な行動(行動類型 B)である。

異端信仰そのものは目に見えないためあくまでも教会側の視点からとらえた異端信仰を保持したとみなされる精神的行動であることには注意が必要だが、『判決集』によると異端布教や信仰を支持する直接的な行動とは別にいくつかの行動の具体例があげられている。

例えば①異端者から祝福を受ける、異端者と会い説教や忠告を聞 く、異端者に対して敬意を表すといった異端者の言葉や行動から彼 らを「善き人」とみなした可能性があると見なされる行為、②カタリ派の儀式である死亡する前にコンソラメントゥムと呼ばれる按手によって洗礼をほどこす儀式を受けたり、その後にエンドゥラと呼ばれる断食を実践したり、完徳者から祝福を受けたパンを運ぶといった異端者の言葉を実践したと見なされる行為、そして③法廷における宣誓拒否や告解において都合の悪いことを隠す、教会の秩序を否定すると言った教会の教えに反する行為である。

今回はどちらの行動にも焦点を当てるが、なるべく行動類型 B に 注目する。なぜなら、教会が激しく批判したのは行動類型 B に当た るからである。当時の教会にとって異端の存在は教会の存在意義そ のものを脅かすものと捉えられた。11世紀のグレゴリウス改革をき っかけとして教会の行動に対して疑問を持つものが増え、新しい宗 派を作ったり教会に対する批判を展開したりした。その中でもカタ リ派はグレゴリウス改革をきっかけとして民衆の中から自然発生し た宗派と言われており、教会への反発を持つ人たちを中心に支持を 集めていた。また教会内部も決して一枚岩ではなく、フランシスコ 会やシトー会といった様々な宗派27が存在しており、時には宗派同 士が対立することもあるなど「正統」と「異端」の境界線があいま いになっていた。さらに十字軍によってもたらされた負担の増大が 原因でフランス王との関係も悪化していった。そして 1302 年にア ナーニ事件が発生し、1307年に教皇庁がアヴィニョンに移され、フ

ランス王権の支配下に置かれたことによって教皇権の失墜が明らかになった。このようにギィが異端審問官になった時期はこれまでの教会の力が弱まり、教会がすべての勢力を支配下に置いているというこれまでの教会秩序と実情の乖離が大きくなった時期であった。そしてこの乖離は教会の力で抑え込んだり隠したりすることができなくなり一般民衆にもわかる形で表面化した。この乖離は王権や十字軍に協力した諸侯からの反発を招いた。

また、グレゴリウス改革をきっかけとして民衆側からもカタリ派やワルド派など様々なカトリック以外の宗派が発生し、その宗教を信仰するものも増えた。そしてこれらの要素は教会の存在意義そのものを揺るがす可能性がある脅威であったため、教会側は何らかの対策を行う必要に迫られた。そこで教会側が行なった政策の一つが異端審問であったと考えられる。教会としては自らの正統性を主張し、昔の教会の秩序を取り戻すために「異端」を作りだす必要があり、異端審問は異端と正統の明確化としての側面もあった。異端審問が設立されたころよりも教皇権がさらに衰退した 14 世紀初頭、異端審問官たちは熱心に異端を取り締まり、教会の秩序への引き戻しを強化し、教会の秩序が崩されないように心血を注いでいたのである。

第3章民衆から見たカタリ派―民衆とカタリ派の関係―

第2章でも述べた通り、異端審問裁判の判決は各審問官に委ねられていたが、「異端をどの程度信じていたか、そして教会の秩序の中に引き戻せるか」を基準として用いていたことは多くの異端審問官に当てはまるであろう。つまり、「異端をどのように捉えていたか」、という「異端との向き合い方」が民衆を捕えるか否かを判断する上で重要な視点であったことは間違いない。第3章では数人の被告人の事例を挙げ、判決の軽重の度合いと関連させながら彼らがどのような行動をとっていたかについて分析し、彼らがどのように異端と向き合っていたかを明らかにする。判決ごとに民衆の告解を分析することで民衆にとってカタリ派はどのようなものであったかを明らかにしたい。

その際、注目すべきは民衆がカタリ派をどの様に捉えていたのかを透かし見ることを可能にしてくれる史料上の定型文である。それは「異端者が善き人であり誠実な人であると信じていた(credidit hereticos esse bonos homines et veraces)」という文言である。この文言は「壁」の刑を言い渡されたほとんどの被告人の告解に表れる。逆に、「壁」以外の判決を出された被告人の告解にこの文言はほとんど現れない。このことから、この定型文は異端をどの程度受け入れていたか、そしてどれほど教会の秩序内に引き戻せる可能性があったかを示す指標の一つとなっており、この文言に注目して分析

を進めることは重要かつ有効であると考えられる。本章では判決ごとにこの定型文、ならびに被告人たちの告解においてカタリ派をどのように捉えていたかを示すその他の文言にも注目することで、それぞれの判決を出された被告人たちが捉えたカタリ派について考察する。また、この結果として民衆たちが捉えたカタリ派象についても考察を加えたい。ただし、あくまでも『判決集』は異端審問官側の目線から書かれた文章であり、異端者に対する偏見が混ざっており、実態がゆがめられている点については注意が必要である。

第1節 軽い罰が科された被告人の告解28

軽い罰としてここであげられるものは「巡礼」と一重・二重ともに含めた「十字着用」である。まず、巡礼を科された被告人の告解について述べる。1312年4月3日に巡礼を科された故人ヴィタル・ドゥ・プロウト(Vital de PROAULT)の娘でありマーチン・ドゥ・プロウト(Martin de PROAULT)の孫娘に当たるジャンヌ(Janne)29という人物は告解において、レイモン・ガスク(Raimond Gasc)という人物と会ったとき、彼が異端のことについて話していることを理解したうえで彼を通して異端の存在やカタリ派の教義について教えられたと供述している。同時にピエール・オーティエ(Pierre Autier)という人と3度会い彼と寝食を共にし、名前はわからないが他の異

端者と内密に会って異端について話し合った、とも供述している。 また彼女の告解の中には彼ら自身が異端者であることを知っていた にもかかわらずそのことを2年近く隠し、召喚されるまで白状しな かったという記述が残されており、この記述からは異端者に対して 悪いイメージは持たず彼らを庇うような行動も垣間見られる。しか し異端を信じていたという告解はされていない。むしろ異端者であ るピエール・オーティエやピエールの息子であるジャック・オーテ ィエ(Jacques Autier)について訊問された際、彼女は以下のような 供述を残している。「彼らが彼ら自身のことを異端者であると言って いたことを聞いて以降、彼らに会っていない(audivit dici quod errant heretici et extunc non vidit eos)」この事から彼女にとって 異端者は身近な存在であったものの異端信仰を持つまでには至らず、 また自身が会っていた人物が異端者であると理解して以降会ってい ないことから異端に入信する気は全くなかったと考えられる。

次に、十字着用を科された被告について注目する。十字着用を科された被告人は6人いるがこの人物たちの共通点は、異端信仰を否定、あるいは異端信仰に対して疑問を持っていたという証言が目立つ点である。例えば、1309年9月25日に一重十字着用を科されたジャック・デュ・バリ(Jacques du Barri)の妻であるブランシュ(Blanche)30という人物は異端信仰について訊問されたとき以下のように答えている。「実際には異端者たちを信じていなかったが、異

端を信じるかどうか非常に揺れていた(non vero credidit in eis, set multum trepidabat)」

また、同じ日に二重十字着用を科されたトゥールーズの染物師であるマティエ・エカール(Mathier Aicard)³¹という人物は「率直に異端者たちが善き人であり、彼らの信仰が善きものであると信じていたのではなく、彼らの言葉を疑っていた(credidit hereticos essebonos homines et habere bonam fidem non simplisiter, immo dubitabat in verbis eorum)」と告解している。中にはベルナール・ドゥ・バリ(Bernard du Barri)³²のように「異端者たちを信じていなかった(non credidit eis)」と断言する被告人も見られる。

以上のように、異端信仰をはっきりと否定、あるいは完全に否定するまでには至ってないものの異端信仰に対しての疑問や懐疑があると証言している被告人が多い。彼らの行動についても「異端者に対して金銭支援を行う」、「彼らを家に止める、料理を提供する」といった異端を物理的に支援する行動や「異端者の説教を聴く」、「異端者に敬意を表す」といった異端信仰を完全に信じているとまでは言い切れない行動が目立つ。また、中にはピエール・ドゥジャン・バルテル(Pierre DEIEAN BARUTEL)のやもめであり現在のオート・ガロンヌ県のコミューンであるカラマン(Caraman)付近に位置するサリス(Salieth)村の故人で長男の方のピエール・シクル(Pierre SICRE, aîne)の娘であるボンヌ(Bonne)33のように自ら異端者との

かかわりについてヴィエンヌ(Vienne)へ告解をしに行き、大聴罪士と共にトゥールーズに送り返された事例も存在する。この事から一重・二重十字着用を科された被告人にとって、カタリ派は悪い信仰とは思われていないものの異端審問官たちに断罪される危険を冒してまで信じるものではなく、人によっては信仰そのものに対して疑問が残っていたと考えられる。

第2節 「壁」を科された被告人の告解34

次に、「壁」の判決を科された被告人の告解と行動に注目する。この判決は「軽い罰」とも「重い罰」とも言い切れない境界に位置する判決である。「世俗の腕への放棄」のような命を奪われる判決ではないが、十字着用や巡礼と違い、教会関係者が必ず付き添うことで自身の行動が確実に監視され、自由の制限が厳しくなるからである。

「壁」の判決を科された被告の告解では1人の例外を除き必ず先述した「異端者は善き人であり誠実な人であると信じていた」という文言が表れる。「[異端者を] 善き人であり誠実な人であると信じていた」という言葉はその発言者に当時の教会に対して疑問や反発があったことを示している可能性が高い。

また行動として多いものが「異端者と関係している物品を受け継いだり運んだりする」、「他人に対して異端信仰を勧める、あるいは

自身が病気になった際に異端者を受け入れる約束を異端者たちとかわす」ことである。一つ目の行動に関しては、異端者の身に付けていたものを受け継ぐことが異端者と近しい関係にあることを示していると考えられる。異端者とかかわりを持つ行為に関しては第1節で示した軽い罰を科された被告にもみられるが、ここで重要なことは異端とかかわりを持つ行為の中でも異端者の思想や彼らの説く教義により近いと考えられる行動をとっている点である。例えば異端者が身につけていた物品を身につける行為については「異端者の物品を身につける=異端者たちの価値観や思考に染まっている」と教会側に見なされていた可能性がある35。

また異端者に頼まれて祝福されたパンや魚を運ぶ行為にもカタリ派の教義が深くかかわっている。カタリ派の教義では肉食を禁止しているが、魚だけは食べてよいとされている36。そして、異端者に祝福されたパンを運ぶ行為37は物理的な行動の中に信仰も一緒に運ぶという精神的な行動の側面もあったと考えられる。また、異端者側としても自ら危険を冒してまで自身の依頼を遂行してくれる人物はそう簡単には見つからなかったうえ、自身の異端信仰を密告される危険性もあった。さらに、異端者であったとは言えこの当時故人の財産を受け継ぐものは故人と血縁関係があった人、あるいは遺言状に名前が残されるなどの相当親しい人物であることが多かった。そのことから、異端者の財産を受け継いだもの、そして異端者に依

頼されて物品を運ぶ行為を行ったものはものを通して異端の教えを 引き継いだと教会に見なされた可能性があり、また財産を受け継い だ場合は特に異端信仰を拒否しなかったとみなされた。

次に、他人に対して異端信仰を勧める行為、あるいは自らが病気になった際に異端信仰を受け入れるという約束を異端者たちとかわす行為についてだが、この行為の危険性が高いことは言うまでもない。この当時カタリ派を信仰すること自体が自分の命をかけた危険性の高い行為であったが、自ら信仰を受け入れると発言することや他人に異端信仰を勧めることは勧めた相手に密告される可能性が排除できず、更に危険度が上がる。発言した言葉そのものが確実に真実を表しているとは言い切れないが、少なくとも危険性を認識したうえでこれらの行為を行うほどには異端者たちを善き人であり誠実な人であると信じ、彼らに従うことが自分自身に救いをもたらす、あるいは自分に対して何かしら良い点があったと考えられたということであろう。

しかし教会側から見ればこれらの異端者はまだ教会の秩序内に引き戻せると考えられていた。つまり、教会側から見ればこれらの人達はあくまでも「迷える子羊」として捉えられ、救う余地があると考えられていた。ここから、「壁」を科された被告人は軽い刑に科された被告人たちよりは異端信仰に染まっているもののまだ教会の教えを完全に否定するまでには至らず、また教会にとっても完全な脅

威であり救う余地のない対象とはとらえられていなかったのである。 「壁」の場合は「十字着用」への減刑も見られ、この減刑の事例は 被告人たちが異端信仰を放棄し教会の教えに引き戻せる可能性が高 まった場合に言い渡されたと考えられることからも「壁」の判決を 受けた被告は軽い罰を科された被告よりは異端信仰に染まっている 可能性が高いもののまだ教会が救う余地があると考えられていたと 推測できる。

ここで、告解の中で「異端者はよき人であり誠実な人であると信じていた」という文言が例外的に表れないジャック・ドュ・バリ (Jacques du BARRI)³⁸についてみてみよう。この人物に関しては彼の妹であるギュイメット(Guillemette)が死にかけていた際に異端者を家に受け入れ、彼らに対して自分が同じ状況に陥った時に彼らを受け入れると発言していたことや自身の母で異端者でもあるリカルド(Ricarde)を支援した結果異端者を崇拝するようになった、あるいは時折異端者たちを崇拝し他の人に対しても異端者たちを崇拝するように勧めたといった記述から、異端審問官によって、カタリ派の人々を事実上「善き人であり誠実な人であると信じていた」と見なされた可能性がある。

第3節 重い罰が課せられた被告人の告解39

最後に、「世俗の腕への放棄」と「死体の火刑」を処された被告 人たちの告解について注目する。まず、「世俗の腕への放棄」に科さ れた被告人は3人いる。その内の1人については後に「壁」へと減 刑された。「世俗の腕への放棄」を言い渡された被告人の特徴として、 自らの異端崇拝を否定するなど偽証を行なったこと、カタリ派の教 義に従って宣誓拒否を行なったこと40、教会に対して批判を展開す るなど教会勢力に真っ向から対立していたことがあげられる。「十字 着用」などの判決を科された被告人たちは「逮捕や勾留をされるま で白状しなかった(non fuit confessus nisi prius captus et detentus)」、「逮捕や勾留をされるまで白状することを望まなかった (nec voluit confiteri donec fuit captus et detetus)」といった記述 が多くみられるが、これは言い換えると逮捕や勾留を経ると異端信 仰について、あるいは自身と異端が関わっていた行動についてすん なりと白状したということを意味している。逆に「世俗の腕への放 棄」を科された3人は逮捕や勾留を経てもすぐには白状せず、教会 によって救えない存在であると認定されたのであろう。

はじめに異端信仰に対する捉え方についての告解がはっきりと 残されている事例について説明する。1310年4月5日に「世俗の 腕への放棄」の判決を受けたジャンティーユ(Gentille)41の告解につ いて見てみよう。彼女は異端信仰について「単純に異端者たちが善 き人であり正しい信仰を持っていると信じたわけではなかった(nec credidit simpliciter quod essent boni homines et haberent bonam fidem)」と告解しており、異端信仰を受け入れる中で葛藤していたことが窺える。異端を受け入れるにあたって葛藤が生じた事例は「十字着用」の事例で説明したブランシュと同じであるが、ジャンティーユの場合は結局異端信仰を受け入れた。彼女は一度異端信仰の放棄を宣言したにもかかわらず、その後異端者ピエール・オーティエにブーツを贈る、異端者に祝福されたパンを食べる、病人に対して異端信仰を受け入れるように勧めるなど、カタリ派を善きものであると信じ、カタリ派に染まりきっている様子が窺える。

これに対して 1308 年 3 月 3 日に「世俗の腕への放棄」の判決を受けたフィリッパ(Philippa)42はジャンティーユと同様に戻り異端であると窺える記述があるにもかかわらずカタリ派信仰を受け入れる段階において葛藤したといったような記述は全くない。また、異端信仰の捉え方についての尋問も行われていない。フィリッパに関しては以前から「壁」や「十字着用」を科されており、別の司教によって赦免された後に再びカタリ派を信じるようになったと考えられる。彼女の行動については、異端者を称賛したり、カタリ派の教義に従って裁判における宣誓を拒否したり、訊問に対して抵抗したことが記されており、カタリ派の教義に対して忠実で異端信仰に染まり切っていると教会から判断された可能性がある。この当時、戻

り異端に対しては厳罰が科されるため、一度放棄した信仰を再び受け入れるという点は異端に染まり切っている、あるいは教会の存在 意義を直接ではないものの否定していると考えられた。このことから教会の秩序内に引き戻せないと判断され、「世俗の腕への放棄」の 判決を受けたのだろう。

以上の2人については異端信仰に対して受け入れる経緯は異なっているものの、結局異端信仰に染まり切っており、戻り異端として「世俗の腕への放棄」の判決を受けてもなお異端信仰を捨てることはなかった。しかし、最後に紹介する女性は先述した2人とは異なる側面を見せている。この人物に対してはフィリッパと同じく異端信仰を受け入れる過程や異端信仰の捉え方についての告解が全く残されていないものの、のちに減刑され「世俗の腕への放棄」を逃れた点がフィリッパとは異なる。彼女の行動は民衆と異端信仰のかかわり方を考えるうえで重要と思われるので紹介しよう。

その人物の名前はエチエンヌ(Etienne)43である。彼女もフィリッパと同じ日に「世俗の腕への放棄」の判決を受けており、裁判においても教会秩序や教会で行われる儀式を否定するなどカトリックに対しての反発が見られる。そして教会側としてもカトリックを否定する彼女を救いようがないとみなし「世俗の腕への放棄」の判決を出した。しかしながら、エチエンヌは「世俗の腕への放棄」の判決を受けた後に改宗を宣言し、実際にカタリ派信仰の放棄を公の場で

宣言したことによって「壁」へと減刑されるに至っている。同じ「世俗の腕への放棄」の判決を受けた 2 人と異なり、異端信仰の放棄を公の場で宣言することで減刑されたことは彼女が異端信仰とどのようにとらえていたのかを表している。彼女は最初の頃こそカタリ派を信仰していたものの前者の 2 人とは違い完全には染まり切れていなかった可能性がある。教会に対する反発としてカタリ派信仰を持っていたものの、その信仰に殉じようとする姿勢は見られない。つまり、エチエンヌについては、異端信仰に染まり切っていたというより、教会への反発が大きくその反発の手段としてカタリ派を利用したのではないかと考えられる。

他方で死体の火刑の判決についてだがこの判決においては当人の告解が残されないためこれまでの事例と比べて分かることは少ない。しかし、教会が異端者の行動として非難している行動から見ると異端信仰を受け入れたり、他人に異端信仰を勧めたりと、異端信仰に染まり切っている様子が見受けられる。ただし、これらの証言は全て異端審問官が他人からの密告を受けて44判断した様子であり異端者として死んだ被告の様子をそのまま表したわけではない。また、中にはレイモン・ガスクのように証言そのものが残っていない事例も存在している。つまり、彼らが異端信仰に染まり切っていたかについては論じることが難しい。しかし、教会からの捉え方では、カタリ派を受け入れ、カトリックに再び戻ることなく死亡した場合

は、異端に染まっていたと認識していたのだろう。

おわりに

教会は民衆を裁くうえで「被告にどの程度異端信仰が染みついているか」を基準としたと推測される。「異端者たちが善き人であり誠実な人であると信じていた」という定型文が告解中にみられる「壁」の刑を科された被告人は「異端信仰が染みついているがまだ教会が教える人」、「十字着用」や「巡礼」といった軽い刑に科された被告人は「異端信仰の影響をまったく、あるいはほとんど受けていない人」、そして「世俗の腕への放棄」や「死体の火刑」を科された被告人は「異端信仰が染みついており、教会では救えない人」と教会側は分類しているように思われる。この教会側による分類は、民衆と異端信仰の関係を異端審間官の視点から一面的に捉えたものではあるが、民衆と異端者の関わり具合の実態を推し量る上で重要な指標となると考えられる。

『判決集』に現れる被告たちは異端者たちとかかわりを持つ、あるいは異端信仰を受け入れていることが多かったが、カトリック教会の存在を完全否定するまでに至る事例はほとんどない。その結果として異端に染まりきることはできず、異端審問裁判を経て再び教会の秩序に引き戻されていくのである。

民衆が異端に染まりきることができなかった理由として4点考えられる。1つ目の理由は、これまでの異端審問制度が成果をあげて、 異端者に対する支援が激減していたことである。1244年にカタリ派 の牙城と言われたモンセギュールが陥落し、カタリ派の活動が地下 に潜伏して以来、先述したように異端審問官たちは異端の支援者を 罰することによって異端者の数を減らそうとした。さらに第1章で 述べたように、1279年に国王フィリップ6世が先王ルイ9世の出 した「異端の罪故に没収された財産は永久に返還しない」と定めた 勅令を一時停止したことによって多くの家族が異端審問によって没 収された財産を取り戻したことも大きかったと考えられる。トゥー ルーズではこの恩赦が出されるまで異端審問に対する反発がくすぶ り、またフランス王権とのかかわりも良好ではなかった45。しかし、 この恩赦によって財産を取り戻した結果、再び財産を没収されるこ とを恐れてトゥールーズの住民たちが異端者への支援から手を引い たことは当然の流れといえるであろう。このように、カタリ派を取 り巻く状況も次第に厳しくなっていった。それに伴い、カタリ派の 性質も変化していた。アルビジョワ十字軍のきっかけとなった初期 カタリ派はグレゴリウス改革の流れをくみ、聖書の記述からカトリ ック教会の主張する三位一体説や聖体の奇蹟を否定する教義を展開 した。そして貴族や王族関係者にも広がり、彼らの支援を得て拡大 していった。しかし、『判決集』に表れる14世紀初頭のカタリ派は 民衆の感情に訴える宗教へと変化していた。カタリ派の教義は変わ らなかったが、貴族や王族関係者からの支援が弱まっており、当時 のカタリ派布教の中心人物であるピエール・オーティエは民衆を中

心にカタリ派を広めようとした。その結果、初期のカタリ派が論理 的に教会を批判して拡大していったのに対し、後期のカタリ派は民 衆の情に訴え、民衆に分かりやすい宗教として広がっていった⁴⁶。 その結果、民衆信徒の多くは論理と感情が結び付いた強固な信念を 持つには至らなかった可能性が高い。

2つ目の理由としてトゥールーズの立地条件がある。『モンタイユ ー』の舞台となったモンタイユー村は山岳地方にあり、平地と比べ ると王権や異端審問官たちは遠く感じられる存在であった。もちろ ん他地域との交流もあったが、それでもカタロニアやラングドック といった限られた地域での交流が多く、王権の中心地であったパリ や異端審問の中心地であったパミエはどこか遠い地域の様に捉えら れていたように見受けられる。それに対して、『判決集』の舞台であ ったトゥールーズは第1章で述べた通りトゥールーズ大学が設立さ れ異端審問の中心地であった。異端審問の総宣告はトゥールーズで 多く行われており、民衆が異端審問裁判の様子や死刑執行を見る機 会もあったと思われる。また、1271年に当時トゥールーズを支配し ていた領主アルフォンス・ド・ポワティエ(Alphonse de Poitiers) が没した後、トゥールーズは王領として編入され、国王役人セネシ ャルが派遣されるなど王権との関係も強くなった。つまり、トゥー ルーズの民衆にとっては異端審問官も国王役人も身近な存在であっ た。それゆえ、民衆は権力者や教会の存在を常に意識し、異端者と

関わることの危険性を認識せざるを得なかったのである。

3 つ目の理由として、民衆たちが生まれた当初はカトリック教会の秩序内に生きており異端信仰は後天的に受け入れたものであったことがあげられる。元々自身が信仰していたカトリックを批判することは自分の信念そのものを否定することにも当たったため、異端信仰に対して悪い感情は抱いていなくとも、いざ信仰を受け入れる段階になるとこれまで取り上げてきた事例のように葛藤があったと考えられる。

4 つ目の理由として考えられるのは、カタリ派とカトリックの教義の根本は同じであったためである。この 2 つの教義や戒律は異なるものの、神の救いを得るためには聖書や福音書にしたがって善行を積み重ねなければならないという積善説を主張していた点は同じであった。カトリック教会はこの「積善」をミサや告解といった「カトリック教会による秘蹟」によって、カタリ派は先述したコンソラメントゥムやその後のエンドゥラといった「カタリ派内で行う儀式」によって実現しようとした。確かに神は人間を救済するが、その救済をもたらすのは人間の努力であると主張したのである。このように教義の根本が同じであることによって人々がカタリ派を受け入れる心理的抵抗は少なかったと考えられる。しかし、カタリ派を受け入れる心理的抵抗が少なかったということは同時に何かしらの理由やきっかけさえあれば、カタリ派を放棄しカトリックの教義に立ち

返ることも容易であったと考えられる。

この点では、後の宗教改革期に発生したプロテスタントとの違い がはっきりと表れている47。プロテスタントには様々な宗派がある が、ここではプロテスタントとして有名なルター派とカルヴァン派 について言及する。ルターは「人は神の恩寵によってのみ、そして 信仰によってのみ救われ、そしてその信仰のよりどころはただ聖書 のみである48」と主張し、これまで主張されてきた積善説を否定し た。カルヴァンはルターの考えをさらに推し進め、救われる人間は あらかじめ神によって決められているという予定説49を唱えた。双 方の主張には違いもみられるが、神は人間の努力に関係なく人間を 救済すると定義した点は同じである。この点が、プロテスタントを 現代まで存続させた要因ではないだろうか。確かにプロテスタント は最初ドイツの諸侯たちに受け入れられ、民衆は統治者の意向にそ って半強制的に信仰を受け入れた事例もあっただろう。しかし、プ ロテスタントを受け入れた民衆がその後カトリックに立ち帰る事例 は魔女裁判などの事例を見ている限りそれほど多くはないであろう。

もちろん、宗教改革の頃は贖宥状の販売に代表されるようにカト リック教会の腐敗が 14 世紀頃よりも表面化しており、諸侯や王権 がより強くなっていたこと、そして教会権力がより衰退していたこ とも背景にはあると考えられる。しかし、このような事情以外にも プロテスタントが紆余曲折を経ながらも現在まで残るキリスト教の 一派となった要因としてカトリックの教義の根本を覆したことは大きな要因であると考えられる。一方、カタリ派はあくまでも「カトリック教会による」秘蹟や教済を否定したのみであり、教義の根本はカトリック教会と同じであった。このことが後のカタリ派消滅につながっていく大きな要因であったと考えられる。

さて、ここまで教会側による被告人の分類基準から推測される民衆とカタリ派の関係、そして被告がカタリ派に完全に帰依しなかった理由ついて論じてきた。被告人たちは元々教会の秩序内で生きており、カタリ派に対して共感したとしてもカタリ派の信仰を受け入れることは簡単ではなかったはずである。教会の秩序を完全に否定することはできなかったとはいえ、もとは一人の民衆であった被告人たちを異端へと駆り立てたものは何だったのであろうか。この理由として考えられるものは3つある。

1 つ目はカタリ派に関する要因である。元々南仏はカタリ派の多い地域であり、民衆は 13 世紀を通して様々な異端者たちと日常的な接触を持っていたことが大きな要因であると考えられる。自身が直接関わることによって、また血縁関係や地域のネットワークを通して異端を見聞きすることが多かった彼らにとって、カタリ派は「親しみを持てる他者」であったと考えられる。カタリ派そのものを信じていなかったとしてもカタリ派に染まるきっかけや信仰を受け入れる基礎は彼らの日常生活の中に十分あったのである。

2 つ目は教会に関するものである。カタリ派という身近な他者がいたからこそ、彼ら被告たちは教会について相対的に捉えることができたのではないだろうか。例えば先述した教会の儀式を批判したエチエンヌのように教会とは異なる宗教組織があったからこそ教会の聖域性に対して疑問を投げかける、あるいは批判するきっかけが与えられたと考えられる。

そして3つ目は民衆たちが受動的であったとはいえ救いを求めていたからであろう。キリスト教には様々な宗派があるがどの宗派も唯一神イエスを信仰し、最後には神が救ってくれるという教義がある点では同じである。14世紀初頭にはアナーニ事件や教皇のバビロン捕囚を経て教皇権が衰退し、カトリック教会が構築した秩序が揺らぎ始めた。しかし、まだ宗教的権威が強いこの時代において信仰は民衆たちにとって現在以上に大きな価値をもつものであった。当時の民衆たちは教会の秩序内で生きており、ある組織や人物を介しての「救済」の概念が根底にあった。そのため、彼らにとって「自分を救ってくれる存在」は非常に重要であった。同時に自分を救ってくれるのであればカトリックであろうとカタリ派であろうとどちらでもよかったのではないだろうか。

本論文では民衆たちと異端のかかわりについて彼らの告解から 考えてきた。しかし異端以外の彼らを取り巻く環境について理解を 深めることも、民衆たちと異端とのかかわりを捉える上で大切な視点であろう50。14世紀に入ると王権が南仏を直接支配していること、また異端審問の場において国王役人セネシャルも裁判に参加し、宣誓を行なっていることからも、王権と民衆のかかわりについても考察を深めることが必要であろう。民衆は王権に対してどのような印象を抱き、そして異端とのかかわりにおいて王権の存在がどのような影響を与えたのだろうか。

また、14世紀に入ると王権側による三部会の召集、王権に対する 上訴など民衆も自らの主張を通そうと動き始める。つまり民衆も権 力の一つとして政治や歴史に直接関わり合うようになるのである。 当時の王権、教会、民衆権力の関係がカタリ派という「異端」信仰 に対してどのような影響を与えたのかについても考察していく必要 があろう。

逆に、民衆と宗教の関わりは有力者たちの政策や動向に大きな影響を与えたという観点も重要であろう。51

本論文では宗教の中でも中世ヨーロッパ最大の異端と呼ばれたカタリ派に注目し、カタリ派の衰退期における民衆とのかかわりについて注目したが、民衆と異端についてのかかわりは審問記録に残された証言だけでは完全に把握することができない。当時文字を書けない人が多かった世界で民衆の姿を捉えるためには様々な観点から残された史料を検討することが必要とされるだろう。

1研究史の整理は図師宣忠「研究大会報告概要<カタリ派>へのアプローチ: 異端審問記録と中世南フランス社会」、『日仏歴史学会報』、33 巻、2018 年、30·32 頁;小田内隆「中世異端史研究における視座転換をめぐって一研究史的試論一」、『立命館文学』、36 巻、2015年、1·3 頁;宮崎慶一「14世紀初頭の異端審問官と地域住民の対応一ベルナール・ギィの事例から」、『七隈史学』、8 巻、2007 年、214頁に依拠する。

- ² E. ル・ロワ・ラデュリ『モンタイユー: ピレネーの村、1294~1324』 (上)・(下)、井上浩二・渡邊昌美・波木居純一訳、刀水書房、1990/91 年。
- ³ Jean Devernoy(trad.), Le registre d'inquisition de Jaques Founier (évéque de Pamiers), 1318-1325, Paris, 2004.
- 4 渡辺昌美『異端カタリ派の研究』、岩波書店、1989年。
- 5 ル・ロワ・ラデュリ『モンタイユー』(上)、30 頁。
- 6 本節の記述は主にミシェル・ロクベール『異端カタリ派の歴史 十一世紀から十四世紀にいたる信仰、十字軍、審問』、武藤剛史訳、講談社、2016 年と図師宣忠「さまよえる異端者たちの後を辿る 中世南フランスにおける異端審問と「カタリ派」迫害」、『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史:紛争と秩序のタペストリー』、ミネルヴァ書房、2015 年、373-381 頁に依拠する。
- 7裁判の第一段階である司教が異端者を見つけ出す裁判を「司教裁判」といい、これに世俗権力が関与した裁判のことを「世俗裁判」という。ロクベール『異端カタリ派の歴史』、462頁。
- 8 説教修道士は教皇だけに責任を負い、教皇の命令だけに従えばよかったため、地方権力から独立しており、実行力や機動性が期待されていた。ロクベール『異端カタリ派の歴史』、472-473頁。
- 9 図師「さまよえる異端者たちの後を辿る」、379 頁。
- 10 カタリ派において特定の生活様式を実践し秘蹟を授け、布教を行った人を指す。
- 11図師宣忠「一三世紀都市トゥールーズにおける「異端」の抑圧と 文書利用」、『史林』、90巻、第2号、2007年、91頁。
- 12宮崎慶一「13世紀末の南仏における都市=王権関係と異端審問-都市アルビの裁判を中心に」、『七隈史学』、7巻、2006年、282-272頁。
- 13 ロクベール、『異端カタリ派の歴史』、659頁。
- 14 トゥールーズでの裁判は一般的にトゥールーズのサン・テチエンヌ大聖堂 (l'eglise cathédrale Saint-Etienne de Toulouse) で行われた。A. Pales-Gobillard, *Le livre des sentences de l'inquisiteur Bernard Gui*, Paris, 2002, pp. 25-26.
- 15 本節の記述は主に Pales-Gobillard, *Le livre des sentences* に依拠する。

- ¹⁶ Philippus van Limborch, *Historia inquisitionis, cui* subjungitur liber sententiarum inquisitionis Tholosae ab anno Christi 1307 ad annum1323, Amsterdam, 1692.
- ¹⁷ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 14-25.
- 18 鈴木暁「ベルナール・ギー『異端審問職の実務』(抄訳)」『専修人 文論集』、80 巻、2007 年、100-102 頁。
- 19 Pales-Gobillard, *Le livre des sentences* の付録にあるトゥールーズ市の被告人一覧表では被告人の数が 24 人いるが、このうちユダヤ教の聖典であるタルムード破壊の罪に問われた一人については告解が残されていないため今回は取り扱わない。Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 158-161.
- 20 Pales-Gobillard, *Le livre des sentences* の付録にある被告人一覧では被告人一覧を市町村ごとに分類しているためトゥールーズ周辺の村の住民も含まれる。Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 1676-1677.
- 21 異端審問裁判が行われた日程は以下の通り(Pales-Gobillard, Le livre des sentences, p. 28を参照): 1308年3月3日;1308年3月10日;1309年9月25日;1309年10月23日;1310年4月5日;1310年4月9日;1312年4月22日;1312年4月23日;1312年4月30日;1313年9月2日;1316年3月7日;1319年11月28日;1319年12月8日;1320年3月5日;1321年6月28日;1321年7月14日;1321年8月2日;1322年7月4-5日;1322年9月12日;1323年6月19日。
- 22参考資料1を参照。
- ²³ 轟木広太郎「羊飼いとしての異端審問官— 一三, 一四世紀の南フランス一」、『洛北史学』、17巻、2015年、66-67頁。
- 24 図師「さまよえる異端者たちの後を辿る」、375-395 頁。
- ²⁵ ル・ロワ・ラデュリ『モンタイユー』(上)、10 頁。
- 26 ロクベール『異端カタリ派の歴史』、719頁。
- 27 1215 年に開催された第 4 回ラテラノ公会議でドミニコ会が正統 宗派として認定され、ワルド派は異端とされた。
- 28 参考資料 2 を参照。
- ²⁹ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 838-841.
- ³⁰ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 212-213.
- ³¹ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 210-211.
- ³² Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 210-211.
- ³³ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 609-611.
- 34 参考資料 2 を参照。
- 35 ベギン派の事例だが、異端審問により処刑された異端者を殉教者と捉え、彼らの遺骸の一部を身につけた民衆の存在が指摘されている。宮崎「14世紀初頭の異端審問官」、34頁。

- 36 ル・ロワ・ラデュリ『モンタイユー』 (上)、25 頁。
- 37 ロクベール『異端カタリ派の歴史』、133-134頁。
- ³⁸ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 301-303.
- 39 参考資料 2 を参照。
- 40 聖マタイの福音書 5-24:「しかし、私は言っておく。一切誓いを立ててはならない。」、ならびに「ヤコブの手紙」5-12:「私の兄弟たち、何よりもまず、誓いを立ててはなりません。天や地を指して、あるいは、そのほかどんな誓い方によってであろうと。」に基づき、カタリ派では誓いを立てることが禁止されていた。ロクベール『異端カタリ派の歴史』、137頁。
- ⁴¹ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 515-519.
- ⁴² Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 185-191.
- ⁴³ Pales-Gobillard, *Le livre des sentences*, pp. 194-199.
- 44 密告者の安全を守るため、密告者の名前は出されないことが多い。 ロクベール、『異端カタリ派の歴史』、463頁。
- 45 トゥールーズをもともと支配していたレモン 6 世、7 世はアラゴン王との結びつきが強かったことからトゥールーズ市民の中でもフランス王に対する敵意を持つものはいた。ロクベール、『異端カタリ派の歴史』、657 頁。
- 46 ロクベール『異端カタリ派の歴史』、710-711 頁。
- 47 轟木「羊飼いとしての異端審問官」、63 頁。
- 48 森田安一『ルター ヨーロッパ中世世界の破壊者<世界史リブレット人 50>』、山川出版社、2018年、14頁。
- 49小泉徹『宗教改革とその時代<世界史リブレット 27>』、山川出版 社、1996年、31-32頁。
- 50 図師「13 世紀都市トゥールーズにおける「異端」の抑圧と文書 利用」では文書利用の観点から民衆と王権、異端審問の関係を論じ ている。
- 51 宮崎「13 世紀末」ではアルビを例に都市と王権の関係について論じている。また、本論文では言及しなかったが、国王フィリップ5 世によって出された 1279 年の大赦も民衆の動向が政治に影響を与えた事例といえるであろう。ロクベール、『異端カタリ派の歴史』、656-659頁。

参考資料1:『判決集』における判決表記記 (Pales-Gobillard, *Le livre des* 号と対応一覧表 sentences, p. 1645; ロクベール

sentences, p. 1645; ロクベール『異 端カタリ派の歴史』を参照。)

判決表記	フランス語	邦訳	説明
M	Condamnation au Mur	壁	修道士付き添いの下特 定の地区での移動が認 められる
MS	Condamnation au Mur strict	厳しい壁	
+ (++)	Condamnation au port des croix simple (double)	一重(二重)十 字着用	黄色いフェルト製の十 字をつける(一重の場 合は胸につける)
G+(G++)	Grâce des croix simple(double)	一重(二重)十 字着用の赦免	十字の取り外しを認め る
P	Pèlerinages	巡礼	判決で決められた場所 に行き、証明書をもら う
BS	Abondon au bras séculier	世俗の腕への放棄	世俗権力に引き渡して火刑に処す
OB	Ossements brûlés	死体の火刑	遺骨を墓地から掘り出 し、その場で焼却する
OE	Ossements exhumés	死体の掘り出し	
M si viv.	Condamnation au Mur si le prévenu vivait	生きていれば 投獄	
E	Exposition sur l'échelle	梯子の上での 晒し刑	
L	Condamnation au port des langues de feutre rouge	赤いフェルト 製の舌着用	
+L	Condamnation au port des croix simple et langues	舌と十字着用	
Excom.	Excommunication	追放	
Reconc.	Réconcilié	赦免	
Comb.	Combustion	火刑	
MD	Maison détruite	家屋破壊	

太字はトゥールーズ市で裁かれた被告人たちが受けた判決

参考資料2:トゥールーズ市で裁かれた被告

人の判決一覧表

(Pales-Gobilliard, Le livre de sentences, pp. 1676-1677より作成)

氏名	職業・血縁関係等	性別	他の有罪判決の	告解の日付	未決	判決言い渡	判決言い渡	判決	判決
			日付		拘留	し日	し日	(一度目)	(二度目)
						(初審)	(二度目以降)		
Etiennette	Martin de PROAUTと	女	改宗:1308/4/4		なし	1308/3/3	1308/3/10	世俗の腕	壁
	Guillemetteの娘		召喚:1308/4/5					への放棄	
	P. GILBERDのやもめ								
Philippa	Limoux、Tounisの大工である	女	壁:P. de Pamac	1291/2/9	なし	1308/3/3		世俗の腕	
	Paimond MAURELのやもめ		ک	(修道士P.				への放棄	
	Tounisの大工であった故人P.		R. de Plassacに	de					
	VIDALと故人Faburisseの娘		よる	Mulceone					
			二重十字:	が聞いた)					
			1275/5/13	1306/6/23					
Alexie	Etienne DUPRATの妻	女		1309/4/18	あり	1309/9/25	1312/4/30	壁	一重十字
	FerrusのBlanche						相続放棄		
	GUILABERTの娘								

Bernarde	Pierre Raimond des HUGOUSの妻	女		1310/4/27	あり	1316/3/7	1319/9/3	壁	一重十字
Blanche	Jacque du BARRIの妻	女		1307/7/12	あり	1309/9/25		一重十字	
Bonne	Pierre DEIEAN BARUTELの やもめ Saliethの故人長男のPierre SICRE の娘	女		1312/2/11 ヴィエンヌ の特別聴罪 士の前で 1312/4/4		1309/9/25		一重十字	
Guillemette	Martin de PROAULTの最初 の妻 Ricard de CONTRASTの娘	女	カタリ派として 死ぬ		なし	1309/9/25		死体の火 刑	
Guillemette	CuisinesのAmaud de PROAULTのやもめ Cuisinesの故人 Bernard BASTIDEの娘	女	カタリ派として 死ぬ		なし	1309/9/25		死体の火刑	

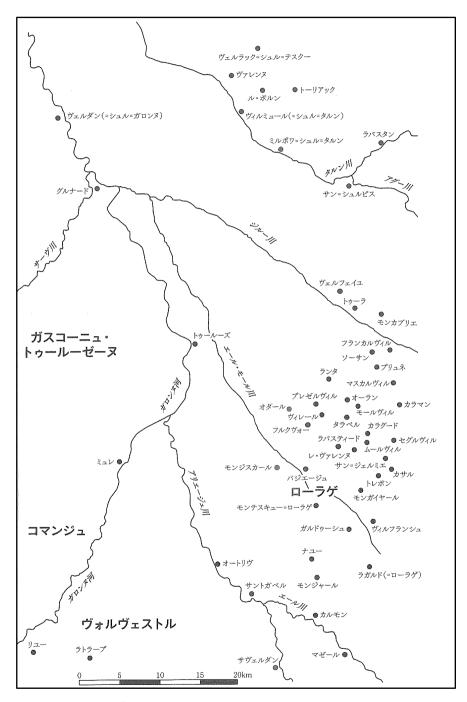
Ricarde	Guillaume Reimond de	女	カタリ派として		なし	1309/9/25		死体の火	
	CONTRASTのやもめ		死ぬ					刑	
	トゥールーズ市のPouzonville								
	門付近の出身								
Jeanne	Bernardeの娘	女		1306/2/9	あり	1310/4/5	1319/9/3	壁	一重十字
	Bernard CAULIERの妻			1309/4/30			1322/9/12		赦免
Jaques du	別名 Contrast	男		1307/7/10	あり	1309/9/25	1310/4/5	壁	二重十字
BARRI	Ricardeの息子						1316/3/6		赦免
Gentille	Pierre BARRIのやもめ	女	1307年の四旬節	1306/3/9	なし	1310/4/5		世俗の腕	
			に釈放	1309/4/20				への放棄	
				1309/7/11					
				1309/7/17					
Bernarde	Bernard de SAINTE FOYのや	女		1306/1/25	あり	1309/9/25		壁	
	もめ								
Jeanne	故人Vital de PROAULTの娘	女		1308/2/12	あり	1312/4/3		巡礼	
	Martin de PROAULTの孫娘								
	Beaumont-de-Lomagne居住								
Guillemette	Pierre MOULIERのやもめ	女	獄中死	1309/5/15	あり	1310/4/5		壁	

Raimonde	Raimond Gascの妹	女	カタリ派として		なし	1316/3/7		死体の火	
	Guillaume Granetの妻		死ぬ					刑	
Bernard du	別名はContrast	男		1307/7/11	あり	1309/9/25	1310/4/5	一重十字	赦免
BARRI									
Aladaycis	Martin de PROAUTの二番目	女		1309/4/21	なし	1310/4/5		壁	
	の妻								
	Guillaume DUBOSCのやもめ								
	Azas出身								
Bernard de	Montpitol出身	男		1306/7/15	なし	1309/9/25		壁	
VERDUN	Tounisの染物師								
Mathieu	Tounisの染物師	男		1306/6/25	なし	1309/9/25	1310/4/5	二重十字	赦免
AICARD									
Raimond	故人Raimond de Varennnes	男	カタリ派として		なし	1310/4/5		死体の火	
GASC	の息子		死ぬ					刑	
Bernard de	両替商	男		1310/6/6	あり	1312/4/23		壁	
GOMERVILL									
Guillaume	Roquevidalの故人Raimond	男		1312/8/4	あり	1319/9/3		壁	
	HUGOUの息子								

参考資料 3:13 世紀-14 世紀初頭の南仏の政治情勢

- 1209 アルビジョワ十字軍開始
- 1229 トゥールーズ伯レモン 7 世、フランス王ルイ 9 世に降伏、 アルビジョワ十字軍終結
- 1231 グレゴリウス 9 世の勅令により異端審問制度が始まる (トゥールーズ大学設立)
- 1242 アビニョネで異端審問官が虐殺される
- 1243 レモン7世、フランス王ルイ9世に降伏
- 1244 カタリ派の牙城であったモンセギュール陥落
- 1271 アルフォンヌ・ド・ポアティエ没、旧トゥールーズ伯領、 王領に編入
- 1285 アラゴン十字軍勃発
- 1303 アナーニ事件
- 1307 ベルナール・ギィ、異端審問官になる(~1322)
- 1309 教皇庁がアヴィニョンへ移る(~1377)

参考資料 4:トゥールーズ周辺地図



(ロクベール『異端カタリ派の歴史』、32 頁より)

参考文献

- 小田内隆「「カタリ派」異端の創造をめぐって」、『立命館文学』643 巻、2015 年、52-72 頁。
- 小田内隆「中世異端史研究における視座転換をめぐって─研究 論的試論─」、『立命館史学』、36巻、2015年、1-25頁。
- 小田内隆『異端者たちの中世ヨーロッパ』、NHK出版、2010年。
- 小泉徹『宗教改革とその時代<世界史リブレット 27>』、山川出版社、1996年。
- 甚野尚志『中世の異端者たち<世界史リブレット 20>』、山川出版社、1996年。
- 図師宣忠「研究大会報告概要<カタリ派>へのアプローチ: 異端審問記録と中世南フランス社会」、『日仏歴史学会報』、33 巻、2018年、30-32頁。
- 図師宣忠「さまよえる異端者たちの後を辿る 中世南フランスに おける異端審問とカタリ派迫害」、『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史: 紛争と秩序のタペストリー』、ミネルヴァ書房、2015年、375-395頁。
- 図師宣忠「一三世紀都市トゥールーズにおける「異端」の抑圧 と文書利用」、『史林』、95巻、第1号、2012年、74-109頁。
- 図師宣忠「在外研究レポート マニュスクリプトの「旅」・大英 図書館に眠る中世南フランスの異端審問記録」、『都市文化研究』、

- 5巻、2005年、84-87頁。
- ◆ 鈴木暁「ベルナール・ギー『異端審問職の実務』(抄訳)」、『専 修人文論集』、80巻、2007年、97-122頁。
- ・ 轟木広太郎「羊飼いとしての異端審問官─ 一三, 一四世紀の南
 フランス─」、『洛北史学』、17巻、2015年、43-67頁。
- アンヌ・ブルノン『カタリ派:中世ヨーロッパ最大の異端』、山田美明訳、創元社、2013年。
- A. ボルスト『中世の異端カタリ派』、藤代幸一訳、新泉社、1975年。
- 宮崎慶一「14世紀初頭の異端審問官と地域住民の対応―ベルナール・ギィの事例から」、『七隈史学』、8巻、2007年、214-204頁。
- 宮崎慶一「13 世紀末の南仏における都市=王権関係と異端審問
 一都市アルビの裁判を中心に」、『七隈史学』、7 巻、2006 年、 282-272 頁。
- 森田安一『ルター ヨーロッパ中世世界の破壊者<世界史リブレット 人 50>』、山川出版社、2018年。
- E・ル・ロワ・ラデュリ『ラングドックの歴史』、和田愛子訳、 白水社、1994年。
- E・ル・ロワ・ラデュリ『モンタイユー: ピレネーの村、1294~1324』(上)・(下)、井上浩二・渡邊昌美・波木居純一訳、刀水書房、1990/91

年。

- ミシェル・ロクベール『異端カタリ派の歴史 十一世紀から十四世紀にいたる信仰、十字軍、審問』、武藤剛史訳、講談社、2016年。
- 渡邊昌美『異端者の群れ カタリ派とアルビジョワ十字軍』、八 坂書房、2008年。
- 渡邊昌美『異端カタリ派の研究』、岩波書店、1989年。
- Jean-Louis Biget, "Le Livre des sentences de l'inquisiteur Bernard Gui. A propos d'une édition récente", Le Moyen Age, 111, 2005, pp. 605-620.
- A. Pales-Gobilliard (éd.), Le livre des sentences de L'inquisiteur Bernard Gui, 1308-1323, Paris, 2002.